

一般社団法人輝水会 令和4年度定例経営委員会議事録（謄本）

開催日時	令和5年6月6日（火） 18:30～
開催方法	経営委員会規程第13条第2項に基づく Web 会議システム （利用サービス名：Zoom ミーティング）
出席（参加）委員	○三嶋完治（個人宅）、藤井か代子（ディサービス夢子 事業所）、 細田満和子（事務所）。○は委員長。
欠席委員	無
オブザーバー参加	手塚由美理事長（一般社団法人輝水会事務所）
議事録作成者	三嶋完治

定刻、委員長三嶋完治は、本日 Web 会議システムにより、出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一同に会すると同時に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認の後、定例経営委員会の開催を宣し、以下の審議に入った。

議題及び概要

審議事項

（1） 令和4年第11期定時社員総会招集の件

手塚理事長より、令和5年5月13日開催された令和5年度第1回通常理事会において、令和4年第11期定期社員総会の日時・場所、議案等は以下のとおり承認され、定例社員総会に諮る旨報告があった。

記

日時：令和3年6月24日（土）13:30より

場所：東京都世田谷区奥沢8丁目30番10号

本部事務所 エレメンタルスタジオ内

定例社員総会閉会后引き続き令和5年度第2回通常理事会開催。

【決議事項】

第1号議案 令和4年第11期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）事業報告及び計算書類承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 理事1名選任の件

以上

(2) 令和4年第11期事業報告及び決算報告並びに監査報告の件

冒頭手塚理事長より、来期に向けた「事業展開のスキーム(図)」を示しながら、当法人の事業活動は障害者総合支援法第1条後段及びスポーツ基本法前文。すなわち、「QOLの向上を重視し、スポーツを通じた教育目的性と福祉を融合し、社会生活の自立を目的とした健康づくりに特化」を原拠として、そこから法人理念(私たちの価値観)を掲げ、両軸にビジョン(あるべき姿)及びバリュー(やるべきこと)を据え、これまでなすべきこと(ミッション)を形に模索してきた旨説明があった。

次に令和4年第11期事業計画及び決算報告並びに監査報告を示しながら、各サマリーの説明があった。重要な報告として、当期スミセイコミュニティスポーツ推進助成を用いたレジリエンス・スポーツ®並びに開催後の自主化活動定着に向け、地域のボランティア育成により、サポート者の協力のもとコロナ禍にあっても中止することなく、開催5拠点の自主活動へ延べ参加人数は、前期498名から当期1,478名に増加した旨報告があった。

また当期より、3年かけて昭和大学藤が丘リハビリテーション病院、橋本圭司医師の協力のもと、自賠責運用益拠出事業(水中環境での運動を中心としたスポーツ活動プログラムによる交通事故等による脳損傷者及びその家族、支援者の心理的プロセス並びに地域における支援システムの構築に関する研究)を開始した。

この研究のテーマは、①水中環境(非日常の体験)における運動継続による心身の変化の縦断的研究、②サステナブルな社会・誰もが住みやすい地域共生社会の実現(ボランティアの育成等)、③社会的障壁を除去することで、障害への理解につなげる(障害と環境との相互作用)ことについて実施している旨報告があった。

続けてS-H式レジリエンス検査(立ち直りの心理調査)が想像を上回る結果となり、来期同大学における人を対象とする研究等に関する倫理委員会(臨床研究法に沿った特定臨床研究の審査)に、同医師により申請することになる旨報告があった。

これにより、同大学及び同医師により研究「協力」から「介入」となり、これまで当法人が考えている、障害のある人等及び他者の意識改革を促し「してもらう日常」から「自分自身のことを主体的に行う日常」への意識転換を図り、権利の主体として意識向上を推進する。これにより人として成長・発達を続け、社会的つながりを回復(復権)、地域社会の一員として充実な生活を送りつつ、精神的にも健康であるばかりでなく、社会に対して自分に何か「役割」があるだろうかと思慮決定(どのように生きるか)を促し、来期から以上をプレプリントにまとめ、関係学会及び全国に発表して行く旨説明があった(※令和5年5月31日同大学倫理委員

会承認)

来期より当法人の中軸である『制度の隙間を“作らない”』（インフォーマルな社会資源の開発）を総称として、“Sports for resilience”（スポーツを通じて逆境に負けない力―“生きる力”を培う）をコーポレート・ステートメントに掲げた旨説明もあった。

### (3) 理事1名選任の件

手塚理事長より、荒殿理事は本人の体調悪化、家族の介護のため令和4年第11期定時社員総会閉会をもって理事を退任することになり、後任には令和4年度第4回通常理事会において承認された齋藤幸夫候補を、社員総会に諮る旨報告があった。

齋藤幸夫候補は、長らく世田谷区の行政に携わり、当法人の事業活動を早くから評価し、これから当法人の更なる発展に欠かせない人員である旨説明があった。

### (4) 定款一部変更の件

手塚理事長より、来期に向け「事業展開のスキーム（図）」を作成し、それに整合性を持たせるため令和5年度第1回通常理事会において、定款一部変更案を決議し、令和4年第11期社員総会に諮る旨、新旧対照表を示しながら以下のような説明があった。

まず来期から「公益」から「新しい公共」に業態転換を図り、これまで行政主導で行ってきた公共サービスに対して、共通の目的を達成するために多職種の連携と行政が互いの特性を認識・尊重し合い、対等な立場で共通する領域の課題の解決に向け相乗効果をあげながらあらたな仕組みや事業を創出する。これからの公共サービスでは、地域住民、地域組織、NPO など非営利団体、企業等の多様な主体も等しく、サービスの提供になり得る認識に立ち、官民が協働して地域社会を持続的に発展するという概念を用い、当法人はあくまでもインフォーマルな社会資源の開発（フォーマルな社会資源と並列化）に特化し、そのため第3条（目的）に定めている「社会の実現」から、より具体的な『地域コミュニティの活性化』に変更した。

次に、第4条の見出しにある「公益目的事業」を単に『事業』に変更し、同条第1項1号1号に定める「教育、スポーツ等を通じた自発的活動及び社会参加支援事業」から、『社会生活自立支援に関する事業』に変更する。また2号に『福祉人材育成に関する事業』、及び同じく3号に『地域連携に関する事業』を新設に加え、同条第2項に定める事業の範囲を「東京都」から『日本全国』に変更した。

これにより、これまで曖昧だった事業範囲及び「事業展開の3本の柱」が明確になった旨説明があった。

続いて、経営委員会において度々審議された役員の報酬等について、現行第24条（酬等）第1項には「役員に報酬等を支払う」とある。しかしこの10年間、役員に対

して無報酬の状態を続けている。手塚理事長より、理事会ではこのまま現状を続けることは看過しがたい問題であり、令和4年度第1回通常理事会において、現行条文を『役員の報酬等は、無報酬とする』に変更し、さらに新設として同条第2項に、『その職務を行うために要する費用を弁償することができる。ただし、費用の弁償に関する必要な事項は、社員総会の決議によって定める』を定める案を協議検討した。

手塚理事長より、当法人では設立当初から社員総会の承認を受け、役員の理事会等の出席に際して、一律5,000円支給している。今後活動範囲が全国に広がることを鑑み、費用の弁償の必要性がでてくると考えられる。しかし濫用を防止するため、その費用は、『社員総会の決議とする』ことを前提に自己統制を保持する旨説明があった。

さらに、費用の弁償とは違い、2年前理事会の決議をもって、当法人と小川元理事との間で『理事業務委託契約』を締結し、一定の対価を支払った経緯があった。この対価は、法人法第89条に定める理事の報酬等とは違い、その専門性や時間的拘束を鑑み、民法第643条の業務委任（委託）に相当する（業務の一部を委託）。近年当法人の活動範囲は、『調査研究』が増え、その分析には『専門性』が求められてきた。

そこで業務を限定し、業務委託を締結した。ただし、この契約行為の透明性を確保するため、①その都度委託業務を理事会に諮ること（その委託に専門性があるかを審議すること）、②該当理事は、途中経過を理事会で報告すること、③該当理事に支払った対価を、毎年事業報告で記載することを義務付けた。以上同条第1項及び第2項を変更した。

最後に第19条（役員の選任）第2項について、本来「選定」と記載するところ、誤って「選任」と登記した。同条第1項には、「理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する」とあり、同条第2項では、「選任された理事の中から、理事長をはじめ各役付理事を選定」となり、定款一部変更と共に正しく登記する旨報告があった。

#### （5）今後の事業活動展開の件

手塚理事長より、令和4年第11期事業報告VI次期事業計画及び今後の展望を示しながら、当期まで当法人は公益性のある事業活動を実施してきた。来期から培った経験を活かし、共通の目的である障害のある人等の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小並びに障害のある人に対するスポーツ環境及び概念の転換（社会環境の質の向上）を達成するため、多職種の連携（コンソーシアムを編成）と行政がお互いの特性を認識・尊重し合い、対等な立場で、共通する領域の課題の解決に向け相乗効果をあげながら、あらたな仕組みや事業を創り出すことが、政府が目指している『新しい公共』（行政主導でなく、民による民の支援）の姿である旨説明があった。

さらに新設の地域連携に関する事業について、このコンソーシアムの目的を達成するために、組織横断的発想、統率力が不可欠であり、当法人の立ち位置は、組織活

性を共創する地域のファシリテーターとして担って行く旨説明があった。

最後に、当法人には約3割の社員が、何らかの障害を抱えている。その一人一人が、自分ができることから“ナラティブ”を発信することで、他者との相互理解につながり、地域コミュニティの活性化に寄与することを目指す旨説明があった（当法人が掲げている「ミッション」の姿）。

#### 【各委員よりの主な意見等】

細田委員 ・ 審議事項（4）について、定款24条（報酬等）第2項後段に「費用の弁償に関する必要な事項は社員総会の決議によって定める」とあるが、通常社員総会は年1回であり、例えば年6回開催している理事会の決議ではどうかとの意見があった。

この意見に対し三嶋委員長より、「費用の弁償」は、旅費・交通費などの実費精算のようなその都度領収証の提示は必要なく、事前に決まった金額を対象者に支払うものであって、経営の透明性（コンプライアンス）を図るためにも最高意思決定機関の社員総会の決議が望ましいと考える。

それと同じ考えが、一般法人法第89条、及び同法第105条に定める、役員の報酬等である。当法人は今後「専門性」の業務が増えてくる。その場合、「費用の弁償」より業務執行の範囲で業務の一部を委託（当法人と該当理事等間の業務委託）が妥当と考える。

今後「専門性」が高い業務は、業務委託契約（理事会決議）。専門性以外の支払は、費用の弁償（社員総会決議）に分けることで、経営の効率性と経営の健全性を確保した法人が望ましいと考える。

・ 審議事項（5）について、令和4年第11期事業報告VI次期事業計画及び今後の展望には、2か所『国の施策に沿って』と記載がある。当法人ではこれまでインフォーマルな社会資源に特化し、施策、制度とは違う事業活動を行ってきた。しかしこのことは矛盾するのではないかとこの質問があった。

この質問に対し手塚理事長より、これまで当法人は、制度とか根拠にかかわりなく、「ただ良いこと」だけやってきた経緯があった。来期からは、地域社会の課題の一つである、障害のある人等の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小並びに社会環境の質の向上に向けて、具体的には健康増進法に基づく健康日本21（第三次）、スポーツ基本法に基づく第3期スポーツ基本計画を対象に、すでに公共性の事業を担う世田谷区保健センター、社協、地域障害者相談支援センター等公共セクターと協働（社会的課題の解決に向け、新たな価値を創出）を編成することで社会的要請に応え、これまでなかった行政主導でなく、あくまで民による民の支援となる。これが新設の地域連携に関する事業の役割となる。

藤井委員 ・ 審議事項（２）について、自賠責運用益拋出事業において当施設の利用者も協力している。その際各利用者の心理的变化（自信や達成感等）が顕著に見られる。その一方行政の対応に問題を感じた。これまで、「こんなもの」と感じてきたが、これを機に他に任せにすることなく、行政に改善策を訴えていきたいとの意見があった。

この意見に対し三嶋委員長より、当該自賠責運用益拋出事業の研究テーマの一つには、『社会的障壁を除去することで、障害理解につなげる（障害と環境の相互作用）』も掲げている。

「社会的障壁」とは、障害者差別解消法第２条（定義）二に、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定めている。さらに同法第４条（差別の禁止）２に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定（権利利益を侵害するいかなる行為）に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とも定めている。

他方障害者基本法第５条（見出し省略）には、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」と定めている。

これとはまったく違う視点で、スポーツ基本法前文には、「スポーツは全ての人々の権利」であり、（スポーツ）活動に参画することのできる機会を確保されなければならない」とも謳っている。

本研究では、当たり前なことが当たり前でない（実施的不平等）現状を、双方向に問題を解決し、誰でも居心地の良い環境を考える意図がある。

#### 【三嶋委員長より付言】

審議事項（４）にある当法人と当該理事等の業務委託契約について、当法人は、非営利型一般社団法人として優遇措置待遇を受けている。税法上の非営利型一般社団法人と認められるための要件には、『特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと』と明記している。つまり、過大（収益のバランスを除外にして）な役員報酬を一度でも支払った場合、「特別な利益を与えたことがある」と一度でも認定されると優遇措置は失効する。また、役員報酬は定期で同額の支給でなければ損金にならない。今月は余裕があるから報酬を支払うというわけにはいかない。そこでプロジェクト毎に報酬を支払うことを検討した。そもそも理事との委託

契約を結ぶのは可能である。ただしこのケースでもっと注意が必要な点は、利益相反取引である。利益相反取引は、法人法第84条第1項2号において、『理事が自己又は第三者のために一般社団法人(当法人)と取引をしようとする』制限を設けている。

さらに、同92条第2項では、『理事会設置一般社団法人においては、第84条第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない』と定めているが、当法人と取引をしてはならないと言っているわけではない。「取引」とは、「契約や合意などのもと、金品や事柄のやり取りを行う」ということである。つまり、理事に剰余金の分配は禁止であるが、当法人と当該理事と業務委託契約を締結すること自体は合法である。

理事に専門性がある業務を一部委託することは、合理的に判断できる。したがって、現状無報酬であっても、その専門的な業務を委託するという考え方は理に適っている。その場合、理事への委託費の支払は、前述のように当法人と理事の利益相反取引になることから、理事会が示した内容からさらに、

- ①理事会の事前の承認
  - ②理事会に取引後のその都度報告
  - ③財務諸表の注記には、「役員及びその近親者との取引」の記載
  - ④利益相反取引にかかる理事は、理事会の決議に加わることができない
- これらを決議しなければならない。

以上をもって、本日の議事を19時25分終了し、本日のWeb会議システムを用いた定例経営委員会は、終始異常なく議題の審議を終了した。

上記議事の経過及び結果を明かすためにこの議事録を作成し、委員は記名捺印する。

令和5年6月6日

委員長 三嶋 完治 (印)

委員 細田 満和子 (印)

委員 藤井 か代子 (印)

※本書面は、令和5年6月6日開催令和4年度定例経営委員会議事録の謄本です。